

御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想
(原案)

◆◇◆ 目 次 ◆◇◆

第1章 策定にあたって 1

1 基本構想策定の背景と目的	1
2 基本構想の期間	2
3 基本構想の位置付け	2
4 公立教育・保育施設における教育・保育	3
(1) 公立教育・保育施設の役割・機能	3
(2) 公立教育・保育施設の現状と課題	3

第2章 御殿場市の教育・保育に関する状況 4

1 人口の状況	4
2 教育・保育施設に関する状況	5
3 市内6地区の概況	6
4 市内の教育・保育施設等の状況	7
5 御殿場市の財政状況	9
6 近隣市町及び静岡県との比較	10
7 御殿場市の将来の人口	14

第3章 教育・保育施設整備検討にあたっての前提条件 15

1 教育・保育施設に関する基本的な考え方	15
2 教育・保育施設整備に関する基本課題	15

第4章 教育・保育施設整備基本構想 18

1 御殿場市教育・保育施設整備基本構想の方針（適正配置・適正規模の方針）	18
2 地区別の適正配置・適正規模方針	20
3 市全体の適正配置・適正規模方針	45

第5章 今後の展望 47

資料 48

- 御殿場市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育施設に対する今後の見込み量
- 御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想策定委員会設置条例
- 御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想策定委員会委員名簿
- 審議経過

第1章 策定にあたって

1 基本構想策定の背景と目的

急速な少子高齢化の進行、核家族の増加、女性の社会進出に伴う保護者の就労環境の変化等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。教育・保育施設の状況をみると、保育所への入所希望児童数は増加傾向にあり、幼稚園の入園児童数は減少傾向にあります。また今後も、就労を希望する母親の増加等に伴い、乳幼児期の保育ニーズが高まっていくことが予測されています。その一方で、保護者の就労状況等に関わらず、幼稚園教育を希望する保護者も一定数あり、バランスの良い教育・保育施設の整備が求められています。

また、近年では、若年層の首都圏への流出超過により、地方自治体では働く世代の減少に歯止めがかかっていない状況があり、人口減少が各自治体での喫緊の課題となっています。人口減少・活力向上対策における都市間競争は、国が進める地方創生施策の推進とともに、各自治体において既に始まっています。その中で、若年層の流出の抑制や出生率の上昇策として、「子育て支援の充実」は都市間競争の大きな要素となっています。

本市においては、平成27年3月に、「質の高い幼児期の学校教育や保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的として「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、多様化する教育・保育ニーズ等に対応し、“真の子育て支援日本一”を目指して、今後も安心して子育てができるまちづくりを推進しています。

この計画のもと、今後も現在の教育・保育の水準を維持・向上していくため、これから公立教育・保育施設については、入所待ち児童・待機児童への対策を図るとともに、少子化による就学前児童数の減少、施設の老朽化や維持管理を踏まえた上で、子どもたちの安心と健やかな成長を保障する場として、公立教育・保育施設の配置及び規模の適正化を行う必要があります。

以上を踏まえ、公立教育・保育施設が乳幼児期における教育・保育を効果的に実施していくため、公立教育・保育施設の効率的な運営や定員設定等について目指すべき姿を明らかにし、今後の施設整備についての基本的な方向性を示す「幼児の教育・保育施設整備基本構想」を策定することを目的としています。

2 基本構想の期間

本基本構想の検討にあたっては、中長期間（10～20年程度）における社会動向等も見据えながら、基本的な方向について整理を行っていく必要があります。

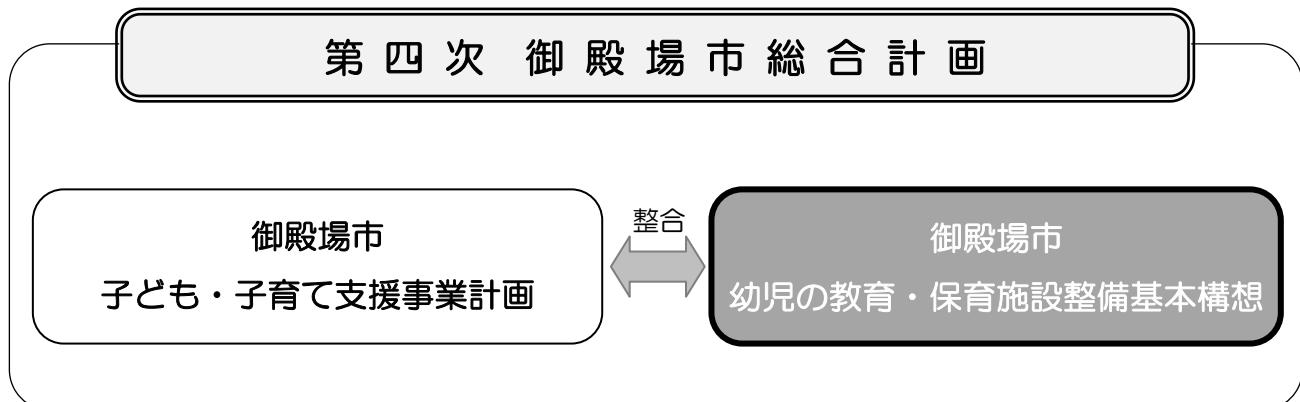
また、今後の国（制度）の動向や社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを図ります。

3 基本構想の位置付け

「第三次御殿場市総合計画 後期基本計画」の基本政策「1-1 心豊かな人づくり」の政策「1-1-1 乳幼児期の教育の充実」の中の「幼児施設・設備の充実」に位置付けられます。

【↑第四次総合計画が固まり次第、第四次計画の位置付けに変更する。】

また、「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」の中の「第4章 計画の内容」の「1 教育・保育」及び「3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保」の内容を受けて策定するものです。



4 公立教育・保育施設における教育・保育

(1) 公立教育・保育施設の役割・機能

本市における公立教育・保育施設は、幼稚園8施設、保育所8施設、認定こども園1施設の計17施設があります。すべての施設において、それぞれ幼稚園教育要領及び保育指針等に基づいた教育・保育を実施しており、どの施設でも基本的な「乳幼児期の教育・保育」を保障しています。

また、すべての施設が“地域の子どもは地域で育てる”という地域住民の思いのもとに設立されており、それぞれが地域と連携を図り、地域性のある教育・保育を実施しています。

さらに、障がいのある子どもなど、特別な支援を必要とする子どもの受入れにあたっては、関係機関との連携を図りながら適切な対応に努めるとともに、支援体制を整え、必要に応じて担当職員を配置するなど、受入体制の充実を図っています。

一方で、未就園児やその子育て家庭に対しても、子育てに関する相談、子育て家庭の交流の促進及び親子の遊びの場の提供等を目的とした地域子育て支援事業を実施しており、地域の子育て支援の拠点としての機能を果たしています。

このように、公立教育・保育施設は、施設を利用しているかどうかに関わらず、地域のすべての子どもの健やかな育ちを保障するとともに、すべての子育て家庭を支援する拠点としての役割を担っています。

さらに、公立教育・保育施設は、「小学校教育の円滑な接続のための連携」を行っています。これは、子どもたちが小学校へ入学した後に、新しい環境への戸惑いをなるべく少なくし、心の安定を図ることを目的としたもので、学校施設の見学や子ども同士の交流等を通じた小学校生活の体験、合同研修等による職員間の相互理解の促進等により、子どもの学びをつなげる取組です。併せて、子どもたち一人ひとりの特性や発達に応じた教育が実施できるよう、小学校・中学校へつながる教育・保育、子どもの学びの連続性に配慮した教育・保育の実施に重点を置いています。

(2) 公立教育・保育施設の現状と課題

市の現状として、就学前児童数は減少傾向にあります。また、女性の社会進出や経済的な理由等から就労する母親が増加しています。

そのため、保育所への入所を希望する保護者は市全体で増加傾向にあり、特に3歳未満児において、入所待ち児童・待機児童が発生している状況です。

一方で、幼稚園の入園児童数は全体としては減少傾向にあり、各園においてニーズに対する受入体制は整っていますが、市街地では入園を希望する保護者が多いなど、地域によって入園状況に偏りが生じています。また、保育の必要性の認定を受けた子どもの保護者の中にも、幼稚園教育の希望者が一定数あります。

このように、保護者の就労形態の多様化等により、それぞれの家庭のライフスタイルに応じて選択できる教育・保育が求められているほか、延長保育や一時預かりなどの多様な保育サービスへの要望も高まっています。

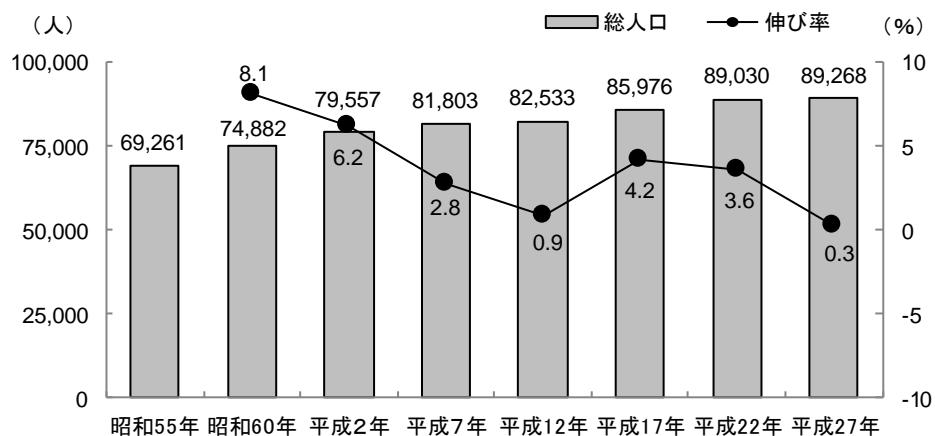
また、保育士や幼稚園教諭の人材不足が深刻化しており、人材確保が課題となっています。

第2章 御殿場市の教育・保育に関する状況

1 人口の状況

国勢調査等にみる本市の人口は増加しており、昭和55年当時と比べると、平成27年の総人口は20,007人増加しています。一方、人口の伸び率は、平成17年では一旦、上昇していますが、全体的には低下傾向となっています。

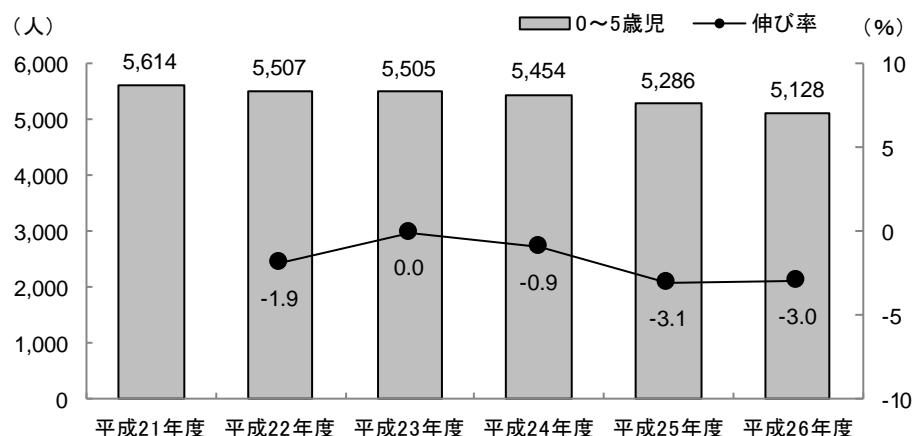
【総人口と伸び率】



資料：国勢調査、平成27年は住民基本台帳（9月30日現在）

未就学児童（0～5歳児）の人口の推移をみると、ここ6年間は微減傾向で、平成26年度では5,128人となっています。平成21年度と比較すると486人の減少となっています。

【0～5歳児人口と伸び率】



資料：住民基本台帳 各年度3月31日現在

2 教育・保育施設に関する状況

(1) 保育所（認定こども園含む）の入所児童数及び入所率【各年度3月1日現在】

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
公立	保育所数（か所）	9	9	9	9	9	8
	認定こども園数（か所）	0	0	0	0	0	1
	定員数（人）	940	940	940	940	940	940
	入所児童数（人）	974	968	993	1,010	992	932
	入所率（%）	103.6	103.0	105.6	107.4	105.5	99.1
私立	保育所数（か所）	8	8	8	8	8	9
	認定こども園数（か所）	0	0	0	0	0	0
	定員数（人）	885	975	975	995	995	1,065
	入所児童数（人）	959	1,039	1,035	1,061	1,060	1,117
	入所率（%）	108.4	106.6	106.2	106.6	106.5	104.9
全体 (公立+私立)	保育所数（か所）	17	17	17	17	17	17
	認定こども園数（か所）	0	0	0	0	0	1
	定員数（人）	1,825	1,915	1,915	1,935	1,935	2,005
	入所児童数（人）	1,933	2,007	2,028	2,071	2,052	2,049
	入所率（%）	105.9	104.8	105.9	107.0	106.0	102.2
入所待ち児童及び待機児童数（人）		-	-	113	130	139	139

(2) 幼稚園（認定こども園含む）の入園児童数及び入園率【各年度5月1日現在】

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
公立	幼稚園数（か所）	8	8	8	8	8	8	8
	認定こども園数（か所）	0	0	0	0	0	1	1
	定員数（人）	1,310	1,335	1,335	1,335	1,335	1,390	1,390
	入園児童数（人）	1,136	1,128	1,081	1,126	1,062	1,019	949
	入園率（%）	86.7	84.5	81.0	84.3	79.6	73.3	68.3
私立	幼稚園数（か所）	2	2	2	2	2	2	2
	認定こども園数（か所）	0	0	0	0	0	0	0
	定員数（人）	500	500	500	500	500	500	500
	入園児童数（人）	393	367	411	405	412	383	369
	入園率（%）	78.6	73.4	82.2	81.0	82.4	76.6	73.8
全体 (公立+私立)	幼稚園数（か所）	10	10	10	10	10	10	10
	認定こども園数（か所）	0	0	0	0	0	1	1
	定員数（人）	1,810	1,835	1,835	1,835	1,835	1,890	1,890
	入園児童数（人）	1,529	1,495	1,492	1,531	1,474	1,402	1,318
	入園率（%）	84.5	81.5	81.3	83.4	80.3	74.2	69.7

3 市内6地区の概況

区域名	地図	概要
御殿場地区		<p>東西及び南北方向の幹線道路やJR御殿場線が交差する本市都市機能の中心的な市街地を形成</p> <p>住所地：御殿場、深沢、小倉野、東山、東田中、新橋、萩原、二枚橋、西田中、北久原、仁杉、二の岡</p> <p>◆人口：35,381人（市全体の39.8%）※平成27年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：2,208人、6-11歳人口：2,116人</p>
富士岡地区		<p>JR御殿場線沿線の市街地と山麓の観光レクリエーション施設、南北方向に伸びる高速道路の西側に集積する工業地により構成</p> <p>住所地：竈、萩原、沼田、二子、中山、中清水、駒門、大坂、神山、神山平、富士見原</p> <p>◆人口：18,040人（市全体の20.3%）※平成27年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：963人、6-11歳人口：1,197人</p>
原里地区		<p>隣接する御殿場地域から連なる市街地と高速道路西側に集積する工業地、地域西側の東富士演習場により構成</p> <p>住所地：川島田、杉名沢、神場、板妻、保土沢、永塚</p> <p>◆人口：18,255人（市全体の20.5%）※平成27年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：1,050人、6-11歳人口：1,134人</p>
玉穂地区		<p>富士の裾野から市街地までを有し、地域東部に近年整備された地域コミュニティの拠点や陸上競技場、体育館等の都市施設が集積</p> <p>住所地：茱萸沢、中畑、川柳、萩原</p> <p>◆人口：10,339人（市全体の11.6%）※平成27年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：554人、6-11歳人口：578人</p>
印野地区		<p>広大な富士の裾野を有し、自然豊かな観光交流資源が集積</p> <p>住所地：印野</p> <p>◆人口：2,095人（市全体の2.3%）※平成27年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：114人、6-11歳人口：131人</p>
高根地区		<p>豊かな水と自然環境に恵まれ、田園地帯の中に集落を形成</p> <p>住所地：塚原、山尾田、六日市場、増田、中丸、大堰、清後、山之尻、柴怒田、上小林、水土野、古沢</p> <p>◆人口：4,866人（市全体の5.5%）※平成27年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：239人、6-11歳人口：274人</p>

4 市内の教育・保育施設等の状況（平成27年10月1日現在）

施設区分	区分	施設名称	利用定員	受入年齢	特別な事業等
幼稚園	市立	御殿場幼稚園	315	3~5歳児	預かり保育（冠婚葬祭や兄弟姉妹の学校行事の場合等に限る）
		富士岡幼稚園	190	3~5歳児	
		竜幼稚園	90	3~5歳児	
		神山幼稚園	100	3~5歳児	
		原里幼稚園	200	3~5歳児	
		玉穂幼稚園	200	3~5歳児	
		原里西幼稚園	90	3~5歳児	
		森之腰幼稚園	165	3~5歳児	
	私立	御殿場聖マリア幼稚園	120	3~5歳児、満3歳児	預かり保育、満3歳児受入
		みなみ幼稚園	300	3~5歳児	預かり保育
保育所	市立	東保育園	150	0歳3カ月~5歳児	延長保育、一時預かり
		西保育園	148	0歳3カ月~5歳児	
		原里第1保育園	90	0歳3カ月~5歳児	
		原里第2保育園	120	0歳3カ月~5歳児	
		玉穂第1保育園	100	0歳3カ月~5歳児	
		玉穂第2保育園	90	0歳3カ月~5歳児	
		高根第1保育園	90	0歳3カ月~5歳児	
		高根第2保育園	80	0歳3カ月~5歳児	
	私立	高根学園保育所	120	0歳3カ月~5歳児	延長保育、一時預かり
		すみれ保育園	150	0歳3カ月~5歳児	延長保育、一時預かり
		富岳保育園	140	0歳2カ月~5歳児	延長保育、一時預かり、休日保育、病後児保育
		双葉保育園	100	0歳3カ月~5歳児	延長保育、一時預かり、病後児保育
		萩原保育園	120	0歳2カ月~5歳児	延長保育、一時預かり
		神山保育園	240	0歳2カ月~5歳児	延長保育、一時預かり
		みなみ保育園	41	0歳3カ月~3歳児	延長保育、一時預かり
		とらのこ保育園	90	0歳3カ月~5歳児	延長保育、一時預かり、休日保育、病後児保育
		みらい保育園	90	0歳3カ月~5歳児	延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育
認定こども園	市立	印野こども園	短時間	40	3~5歳児
			長時間	70	0歳3カ月~5歳児
					延長保育、一時預かり

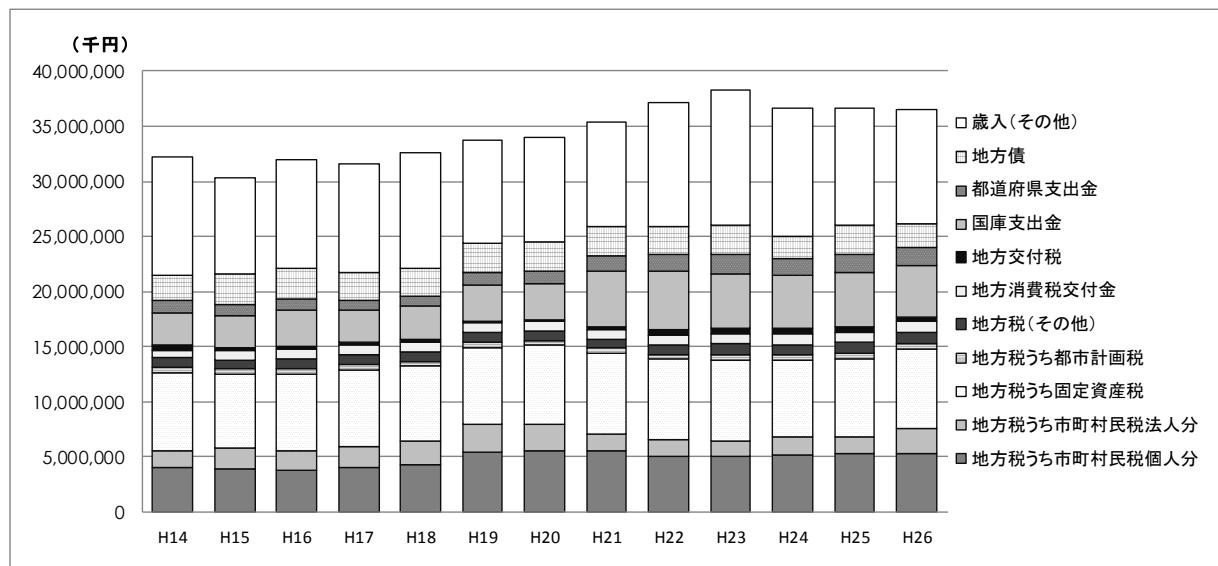
施設区分	区分	施設名称	利用定員	受入年齢	特別な事業等
地域型保育事業所	私立	ちびっこ園 (小規模保育事業)	18	0歳3ヶ月～2歳児	延長保育、一時預かり
		にじいろ保育園 (小規模保育事業)	19	0歳3ヶ月～2歳児	延長保育、一時預かり、 休日保育
		すずらん託児所 (事業所内保育事業)	4 従業員枠	0歳2ヶ月～2歳児	延長保育、一時預かり、 休日保育

5 御殿場市の財政状況

(1) 歳入の推移

歳入総額は、平成 15 年度以降の増加傾向から、平成 24 年度以降は横ばいとなっています。平成 24 年度以降の総額は、約 360 億円から 370 億円の間で推移しています。

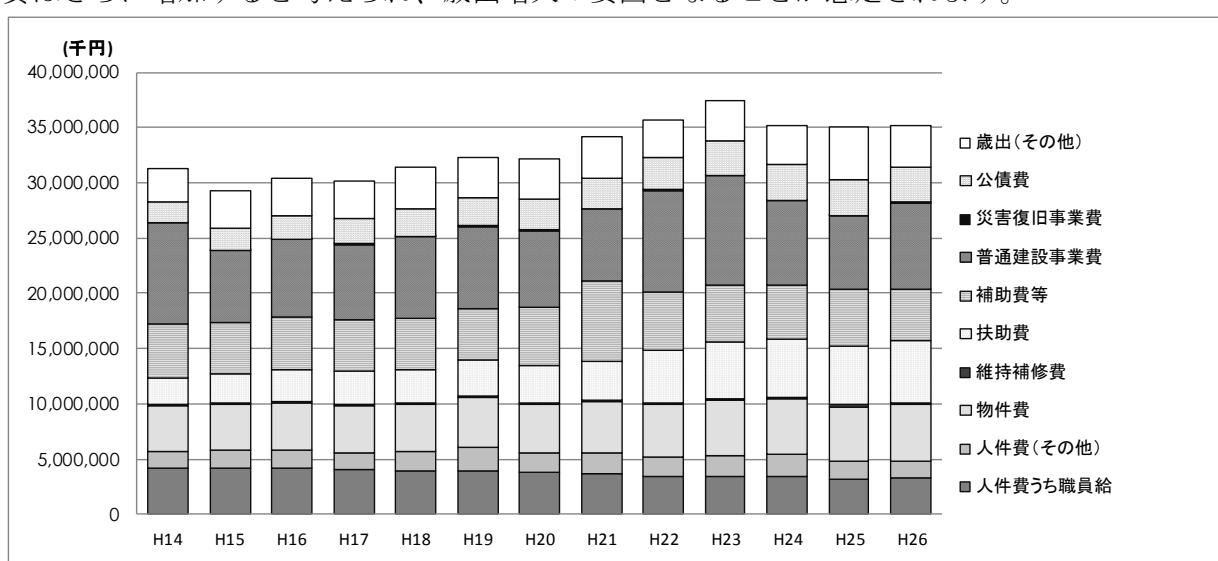
特に増加の度合いが大きいのは国・県支出金であり、これらは平成 14 年度時点では、国庫支出金 30 億円、県支出金 10 億円であったものが、平成 26 年度時点では、それぞれ 47 億円、16 億円に上昇しています。一方市税については平成 20 年度まで増加し、これ以降、150 億円から 160 億円の間で推移しています。



(2) 歳出の推移

歳出総額は、歳入と同様に平成 15 年度以降の増加傾向から、平成 24 年度以降は横ばいとなっています。平成 24 年度以降の総額は、約 350 億円程度で推移しています。

性質別に見ると、扶助費は年々増加の傾向にあり、平成 14 年度は 24 億円であったものが、平成 26 年度には 57 億円まで上昇しています。将来一層高齢化が進むことを踏まえると、扶助費はさらに増加すると考えられ、歳出増大の要因となることが想定されます。



6 近隣市町及び静岡県との比較

(1) 子どもの状況（住民基本台帳（平成27年4月1日現在））

就学前児童数は、本市は5,128人と総人口の5.8%を占めています。近隣8市町で比較すると、長泉町、裾野市に続いて3番目に就学前児童割合が高く、子どもの多い市であることが分かります。

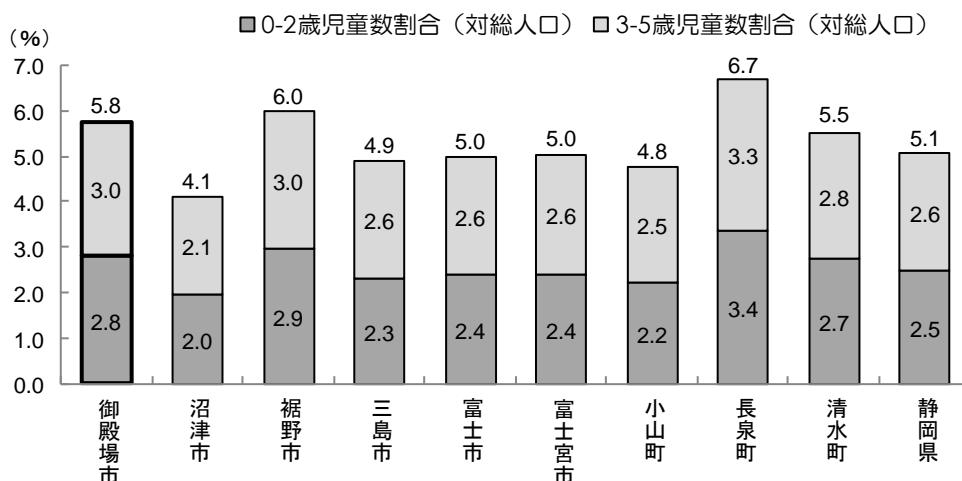
また、就学前児童数の年齢別内訳をみると、総人口に対する0～2歳の児童数割合についても、長泉町、裾野市に続いて高く、近隣市町に比べると0～2歳の児童数が多い市であることが分かります。

さらに、静岡県の状況と比較すると、総人口に対する就学前児童数の割合は県全体で5.1%となっており、静岡県の中でも本市は子どもの多い市であることが分かります。

自治体名	総人口	就学前児童数					
		人口数	対総人口比率	0-2歳	対総人口比率	3-5歳	対総人口比率
御殿場市	88,976	5,128	5.8%	2,499	2.8%	2,629	3.0%
沼津市	201,804	8,296	4.1%	3,967	2.0%	4,329	2.1%
裾野市	53,080	3,172	6.0%	1,564	2.9%	1,608	3.0%
三島市	111,626	5,460	4.9%	2,595	2.3%	2,865	2.6%
富士市	257,215	12,802	5.0%	6,158	2.4%	6,644	2.6%
富士宮市	134,866	6,801	5.0%	3,235	2.4%	3,566	2.6%
小山町	19,210	914	4.8%	429	2.2%	485	2.5%
長泉町	42,272	2,832	6.7%	1,425	3.4%	1,407	3.3%
清水町	32,585	1,794	5.5%	890	2.7%	904	2.8%
静岡県	3,697,651	186,751	5.1%	91,254	2.5%	95,497	2.6%

※静岡県は、平成26年10月1日時点の人口推計値（出典：静岡県年齢別人口推計）

【近隣市町及び静岡県と比較した就学前児童人口割合】



(2) 公立・私立別の教育・保育施設等の数（平成27年10月1日現在）

① 施設区分ごとの施設数及び公立施設割合

施設区分ごとの公立施設割合をみると、町では幼稚園は公立施設、保育所は私立施設の配置が多い傾向となっており、市では幼稚園・保育所ともに状況が異なります。

本市の施設状況を周辺5市と比較すると、公立施設割合は、幼稚園では最も高くなっています。保育所ではほぼ中間の平均的な割合となっています。また、認定こども園では本市は公立施設のみですが、周辺市はすべて私立施設となっています。

また、静岡県の状況と比較すると、幼稚園・保育所・認定こども園とともに、本市の公立施設割合が静岡県を上回っています。

自治体名	幼稚園			保育所			認定こども園			地域型保育事業			認可外保育施設
	施設数	公立	比率	施設数	公立	比率	施設数	公立	比率	施設数	公立	比率	
御殿場市	10	8	80.0	17	8	47.1	1	1	100.0	3	0	0.0	2
沼津市	24	2	8.3	31	7	22.6	1	0	0.0	—	—	—	3
裾野市	9	6	66.7	10	5	50.0	—	—	—	—	—	—	2
三島市※1	15	11	73.3	18	7	38.9	1	0	0.0	1	0	0.0	3
富士市	21	11	52.4	34	19	55.9	9	0	0.0	15	9	60.0	10
富士宮市	10	0	0.0	19	13	68.4	2	0	0.0	8	0	0.0	3
小山町	3	3	100.0	3	3	100.0	1	1	100.0	—	—	—	—
長泉町	6	5	83.3	6	2	33.3	—	—	—	—	—	—	3
清水町	4	4	100.0	5	2	40.0	—	—	—	—	—	—	—
静岡県※2	434	228	52.5	449	146	32.5	120	72	60.0	89	/	/	

※1 三島市の保育所には、三島函南広域行政組合立の保育所（1園）を含む。

※2 静岡県は、保育所、認定こども園及び地域型保育事業は平成27年4月1日時点、幼稚園は平成27年5月1日時点の数値

また、地域型保育事業の公立・私立別内訳、認可外保育施設数は不明のため「/」と記載している。

② 認定こども園の類型別内訳

認定こども園のある6市町の施設内訳をみると、幼保連携型の施設が多く、次いで保育所型、幼稚園型の施設となっています。また、大半が私立施設であり、公立での認定こども園設置は本市と小山町だけとなっています。

また、静岡県の状況と比較すると、同様に幼保連携型の施設が多くなっています。公立での保育所型認定こども園は、県内でも本市だけとなっています。

自治体名	認定こども園 (幼保連携型)			認定こども園 (幼稚園型)			認定こども園 (保育所型)			認定こども園 (地方裁量型)		
	施設数	公立	比率	施設数	公立	比率	施設数	公立	比率	施設数	公立	比率
御殿場市	—	—	—	—	—	—	1	1	100.0	—	—	—
沼津市	1	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三島市	1	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富士市	5	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	—	—	—
富士宮市	1	0	0.0	—	—	—	1	0	0.0	—	—	—
小山町	1	1	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡県*	110	68	61.8	6	3	50.0	4	1	25.0	—	—	—

* 静岡県は、平成27年4月1日時点の数値

③ 地域型保育事業の内訳

地域型保育事業を実施している4市の内訳をみると、小規模保育事業が最も多く、次いで家庭的保育事業、事業所内保育事業となっており、居宅訪問型保育事業を実施している市はありません。また、大半が私立施設であり、本市で実施している小規模保育事業、事業所内保育事業ともに、周辺市で実施している施設もすべて私立施設となっています。

また、静岡県の状況と比較すると、同様に小規模保育事業が最も多くなっています。

自治体名	家庭的保育事業			小規模保育事業			事業所内保育事業			居宅訪問型保育事業		
	施設数	公立	比率	施設数	公立	比率	施設数	公立	比率	施設数	公立	比率
御殿場市	—	—	—	2	0	0.0	1	0	0.0	—	—	—
三島市	—	—	—	1	0	0.0	—	—	—	—	—	—
富士市	9	9	100.0	5	0	0.0	1	0	0.0	—	—	—
富士宮市	—	—	—	8	0	0.0	—	—	—	—	—	—
静岡県*	23			58			8			—		

* 静岡県は、平成27年4月1日時点の数値

④ 教育施設・保育施設別の施設数及び公立施設割合

上記の施設を教育施設と保育施設別に合算して周辺 5 市と比較すると、公立施設割合は、教育施設では幼稚園の状況と同様に高くなっていますが、保育施設では保育所の状況と同様にほぼ中間の平均的な割合となっています。

また、静岡県の状況と比較すると、本市の教育施設の公立施設割合が高くなっています。

自治体名	教育施設 (幼稚園・認定こども園(幼保連携型)・認定こども園(幼稚園型))			保育施設 (保育所・認定こども園(幼保連携型)・認定こども園(保育所型)・地域型保育事業・認可外保育施設)		
	施設数	公立	比率	施設数	公立	比率
御殿場市	10	8	80.0	23	9	39.1
沼津市	25(1)	2	8.0	35(1)	7	20.0
裾野市	9	6	66.7	12	5	41.7
三島市※1	16(1)	11	68.8	23(1)	7	30.4
富士市	28(5)	11	39.3	66(5)	28	42.4
富士宮市	11(1)	0	0.0	32(1)	13	40.6
小山町	4(1)	4(1)	100.0	4(1)	4(1)	100.0
長泉町	6	5	83.3	9	2	22.2
清水町	4	4	100.0	5	2	40.0
静岡県※2	550(110)	299(68)	54.4	652(110)	/	/

・()内は、認定こども園(幼保連携型)の数値となっており、教育施設・保育施設の両方に施設数として換算して掲載している。

※1 三島市の保育所には、三島函南広域行政組合立の保育所(1園)を含む。

※2 静岡県は、保育所、認定こども園及び地域型保育事業は平成27年4月1日時点、幼稚園は平成27年5月1日時点の数値

また、地域型保育事業の公立・私立別内訳、認可外保育施設数が不明のため「/」と記載している。

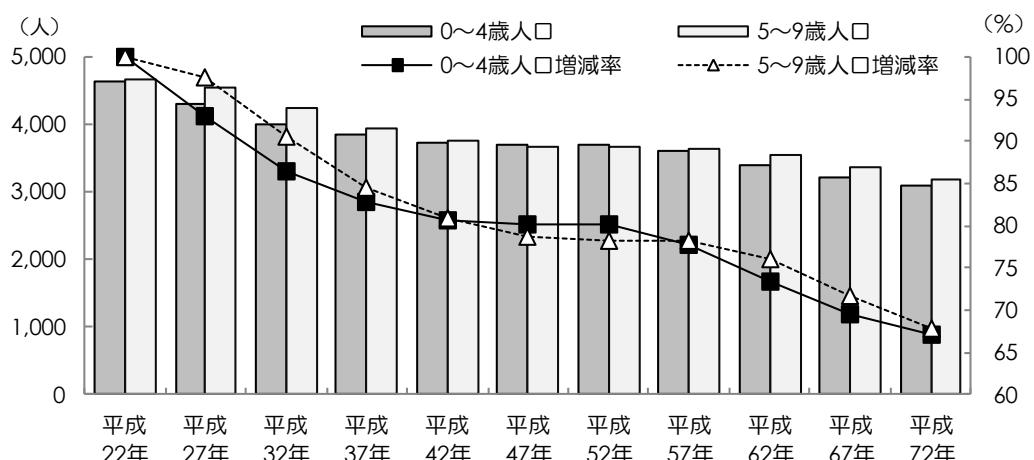
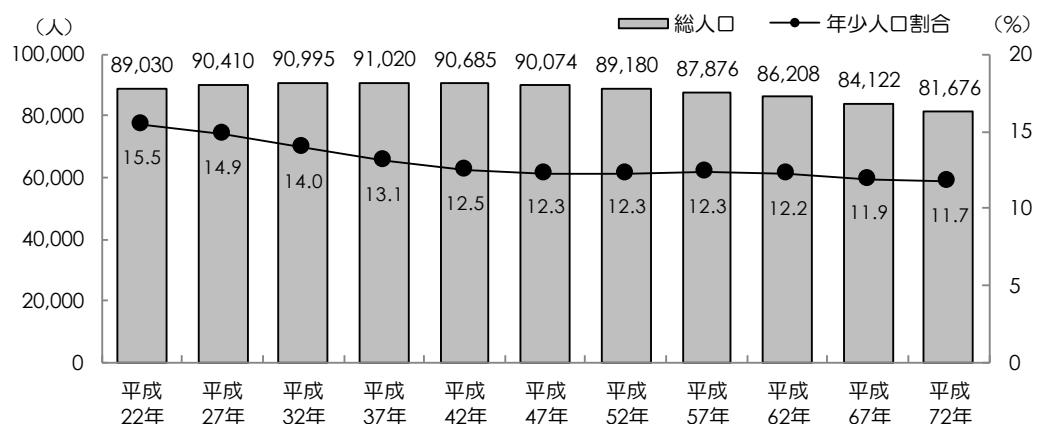
7 御殿場市の将来の人口

御殿場市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる平成 72 年度までの推計人口をみると、総人口は平成 37 年の 91,020 人をピークに減少傾向となっています。

また、本計画の対象年齢である年少人口は平成 22 年以降減少傾向となっており、約 20 年後の平成 47 年には 11,081 人（うち、0~4 歳児：3,714 人、5~9 歳児 3,683 人）と、平成 22 年の約 8 割程度の人数になると見込まれています。また、平成 72 年には 9,556 人（うち、0~4 歳児：3,109 人、5~9 歳児 3,175 人）と平成 22 年の約 7 割程度の人数になると見込まれています。

【推計人口】

	実績	推計値									
		平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年	平成 52 年	平成 57 年	平成 62 年	平成 67 年
総人口	89,030	90,410	90,995	91,020	90,685	90,074	89,180	87,876	86,208	84,122	81,676
0~14 歳	13,763	13,427	12,696	11,916	11,368	11,081	10,963	10,827	10,523	10,043	9,556
15~64 歳	57,916	56,874	56,261	56,364	55,761	54,037	50,983	48,519	46,746	45,743	44,749
65 歳以上	17,351	20,109	22,038	22,740	23,556	24,956	27,234	28,530	28,939	28,336	27,371
出生率	1.68	1.68	1.70	1.72	1.74	1.76	1.78	1.80	1.80	1.80	1.80
0~4 歳	4,637	4,307	4,010	3,837	3,743	3,714	3,714	3,607	3,408	3,227	3,109
5~9 歳	4,674	4,560	4,237	3,945	3,775	3,683	3,655	3,654	3,549	3,353	3,175



第3章 教育・保育施設整備検討にあたっての前提条件

1 教育・保育施設に関する基本的な考え方

就労する母親の増加等による家庭環境の変化や少子化の進行により、幼稚園では入園児数が減少し、保育所では入所希望児童数が増加しています。保護者のニーズに応えるとともに、少子化の現状を改善するため、子育て支援や入所待ち児童・待機児童対策は大きな課題となっています。

しかしながら、約10年後・20年後の年少人口数は現在の約8割強の水準にまで減少することが予想されていることから、施設整備における中長期的（10～20年程度）な基本方針としては、喫緊の課題である入所待ち児童・待機児童の解消を中心に、教育・保育に対する将来のニーズ動向及び現在のニーズへの対応状況を考慮しながら、過剰整備とならないよう整備・再配置を検討していく必要があります。

就学前児童数の減少、多様化するニーズへの対応、また、現在の入所（園）状況等を考慮するとともに、既存施設の有効活用を基本とした、公立教育・保育施設の整備及び配置の基本的な方向性を検討していく必要があります。

2 教育・保育施設整備に関する基本課題

御殿場市の教育・保育に関する状況、将来の就学前児童数の推計等から、今後の公立教育・保育施設の整備に関する基本的な課題と対応の方向性について、下記のとおり整理しました。

保育ニーズの増加と就学前児童数の減少への対応

女性の社会進出の増加による共働き家庭の増加や、ひとり親家庭の増加、核家族化の進行などにより、保育ニーズは高まっており、保育所の定員拡充を図っていますが、入所待ち児童・待機児童の解消には至っていません。

また、今後的人口維持・増加、市の活性化のためには、子育て世代の移住・定住の促進や、就労意向のある人が就労できる環境整備を推進し、子育て世代や就労人口の増加を図っていく必要があり、保育ニーズは今後もますます高まっていくことが予測されます。

一方で、全国的な少子化の影響により、就学前児童数が現在より減少することは避けられない状況となっていることから、中長期的な見通しのもとで、需給バランス等を考慮した施設整備を図っていく必要があります。

施設の老朽化への対応

公立の幼稚園 8 施設、保育所 8 施設、認定こども園 1 施設の計 17 施設のうち、幼稚園 8 施設、保育所 6 施設の計 14 施設は建築後 25 年以上が経過する施設であることから、耐震改修等は実施しているものの施設機能は低下しています。

将来的には施設の修繕や更新（建替え）の必要性が生じてきますが、修繕・更新時期における保護者の教育・保育に対するニーズや市の財政状況等を精査した上で、計画的な整備を進めていく必要があります。

【参考】御殿場市公立教育・保育施設の建築年度及び築年数一覧（平成 27 年度を基準）

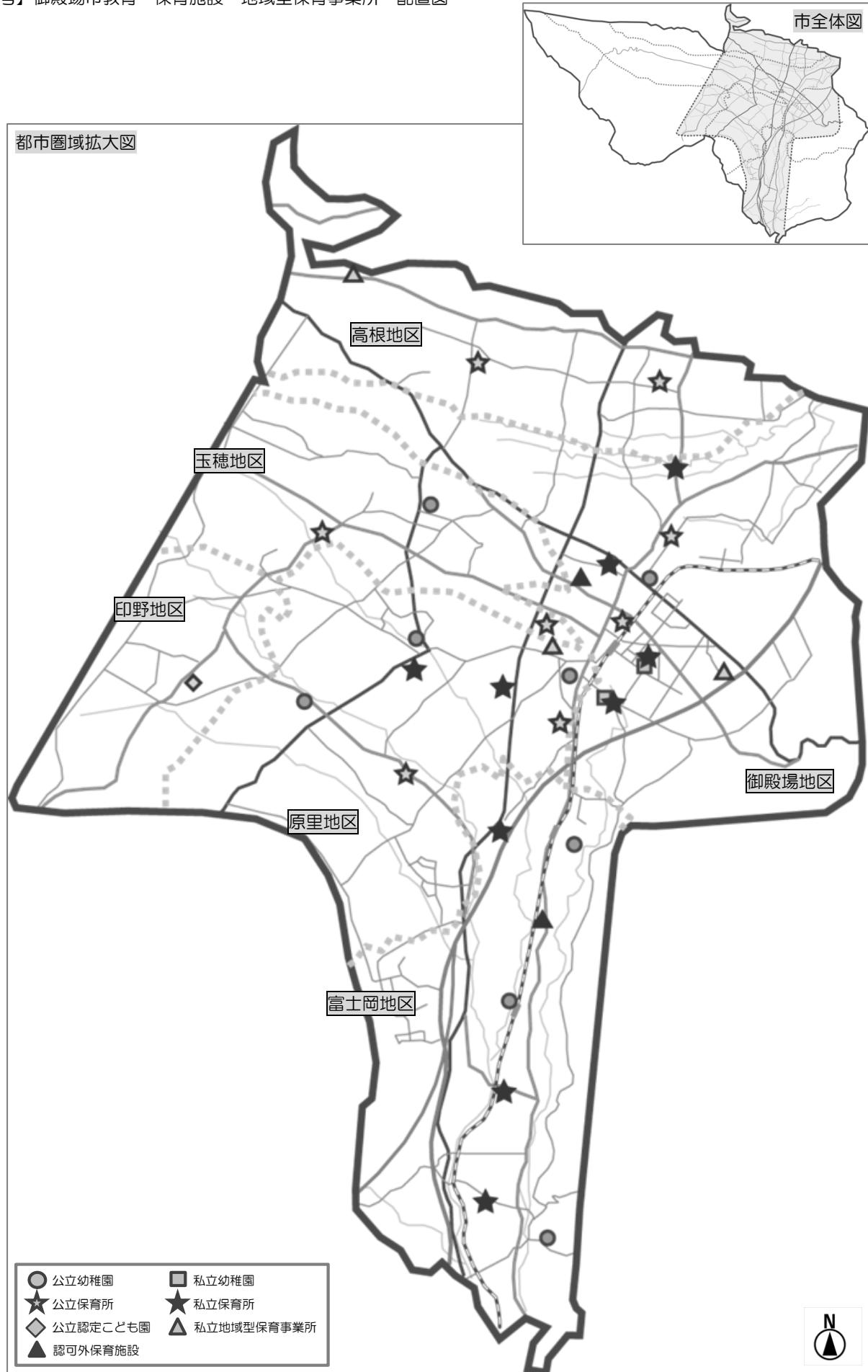
施設区分	施設名称	建築年度	築年数
幼稚園	御殿場幼稚園	昭和 57 年度(1982 年度)	33 年
	富士岡幼稚園	平成 1 年度(1989 年度)	26 年
	竈幼稚園	昭和 52 年度(1977 年度)	38 年
	神山幼稚園	昭和 53 年度(1978 年度)	37 年
	原里幼稚園	昭和 60 年度(1985 年度)	30 年
	玉穂幼稚園	昭和 58 年度(1983 年度)	32 年
	原里西幼稚園	昭和 63 年度(1988 年度)	27 年
	森之腰幼稚園	平成 2 年度(1990 年度)	25 年
保育所	東保育園	昭和 53 年度(1978 年度)	37 年
	西保育園	昭和 50 年度(1975 年度)	40 年
	原里第 1 保育園	平成 23 年度(2011 年度)	4 年
	原里第 2 保育園	平成 15 年度(2003 年度)	12 年
	玉穂第 1 保育園	昭和 52 年度(1977 年度)	38 年
	玉穂第 2 保育園	昭和 55 年度(1980 年度)	35 年
	高根第 1 保育園	昭和 50 年度(1975 年度)	40 年
	高根第 2 保育園	昭和 51 年度(1976 年度)	39 年
認定こども園	印野こども園	平成 25 年度(2013 年度)	2 年

地域格差への対応

教育・保育ニーズに対する確保量を見ると、地域別に差が大きいことが分かります（48 ページ以降の「御殿場市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育施設に対する今後の見込み量」参照）。

多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応していくため、地域においてニーズ量に対応できる教育・保育を量的に確保していく必要があります。

【参考】御殿場市教育・保育施設・地域型保育事業所 配置図



1 御殿場市教育・保育施設整備基本構想の方針（適正配置・適正規模の方針）

本市における公立教育・保育施設の配置及び規模の適正化については、「①認定こども園化（幼保一体化）」、「②施設の再編（統廃合）」、「③地域型保育事業の実施」及び「④現状維持」の4つの視点を踏まえて検討することとします。

その上で、地域の特性や状況等を考慮し、現在の教育・保育提供区域（6地区）を基本に、上記の4つの視点を組み合わせながら地区ごとに検討を行います。ただし、単独では施設規模を維持することが困難であると予想される場合には、隣接地区との調整も検討します。

また、民間活力の有効活用についても検討するとともに、幼稚園・保育所・小学校・中学校が進める一貫教育の実現にも配慮するものとします。

①認定こども園化（幼保一体化）

認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4つの類型があります。

保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる「認定こども園」の導入・推進を行います。

②施設の再編（統廃合）

施設の配置状況や児童の入園状況、今後の就学前児童数の推計等から、適正な子どもの数の確保が見込めない教育・保育施設については、同一地区内の施設との再編（統廃合）を行います。

各施設の適正配置にあたっては、次の基準から適正規模を考え、再編を進めます。

【幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）】

- ・1学級の園児数は3歳児20人程度、4歳児25～30人程度、5歳児30人程度
- ・各学年、複数学級の編成を基本とした配置

【保育所・認定こども園（保育所部分）】

- ・国の基準に準ずる

○年齢配置基準

- 0歳児：子ども3人につき、保育士1人以上
- 1、2歳児：子ども6人につき、保育士1人以上
- 3歳児：子ども20人につき、保育士1人以上
- 4、5歳児：子ども30人につき、保育士1人以上

○面積基準

- 満2歳未満児：乳児室 1.65m²/人、ほふく室 3.3m²/人
- 満2歳以上児：保育室 1.98m²/人、屋外遊戯場 3.3m²/人

③地域型保育事業の実施（3歳未満児の待機児童の解消）

地域型保育事業とは、3歳未満児を対象とした保育事業で、家庭的保育事業（定員5人以下）・小規模保育事業（定員6人以上19人以下）・居宅訪問型保育事業（定員1人）・事業所内保育事業の4事業があります。子ども・子育て支援新制度において市町村の認可事業として、児童福祉法に位置付けられ、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

増加が見込まれる3歳未満児の保育ニーズに応えるため、地域型保育事業の実施により、3歳未満児保育の拡充を行います。

④現状維持

改修・更新等を実施しながら、施設は現状維持します。ただし、今後の就学前児童数は減少することが予測されていることから、定員数の見直しを行っていきます。

2 地区別の適正配置・適正規模方針

「1 御殿場市教育・保育施設整備基本構想の方針（適正配置・適正規模の方針）」を踏まえ、地区別の適正配置・適正規模方針について、次のとおりまとめました。

■ 適正配置・適正規模方針の見方

(1) 現状

各公立施設の敷地・延床面積、建築年度、構造、施設入園状況等を掲載しています。また、構造から耐用年数を算定していますが、本基本構想においては、指標として「補助事業等により取得した財産の処分制限期間」に基づいた耐用年数を使用しており、鉄筋コンクリート造建物で60年、鉄骨造で40年となっています。

※耐用年数とは…使用開始から使用不能に至るまでの年数であるが、建物においては「使用環境、使用頻度、維持管理の状況、構造や材質、建物の用途」等の条件により使用不能であると判断するまでの期限である。

(2) 適正配置・適正規模方針

幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業所の施設区分ごとに、18～19ページで示した適正配置・適正規模の方針を整理し、その内容を記載しています。

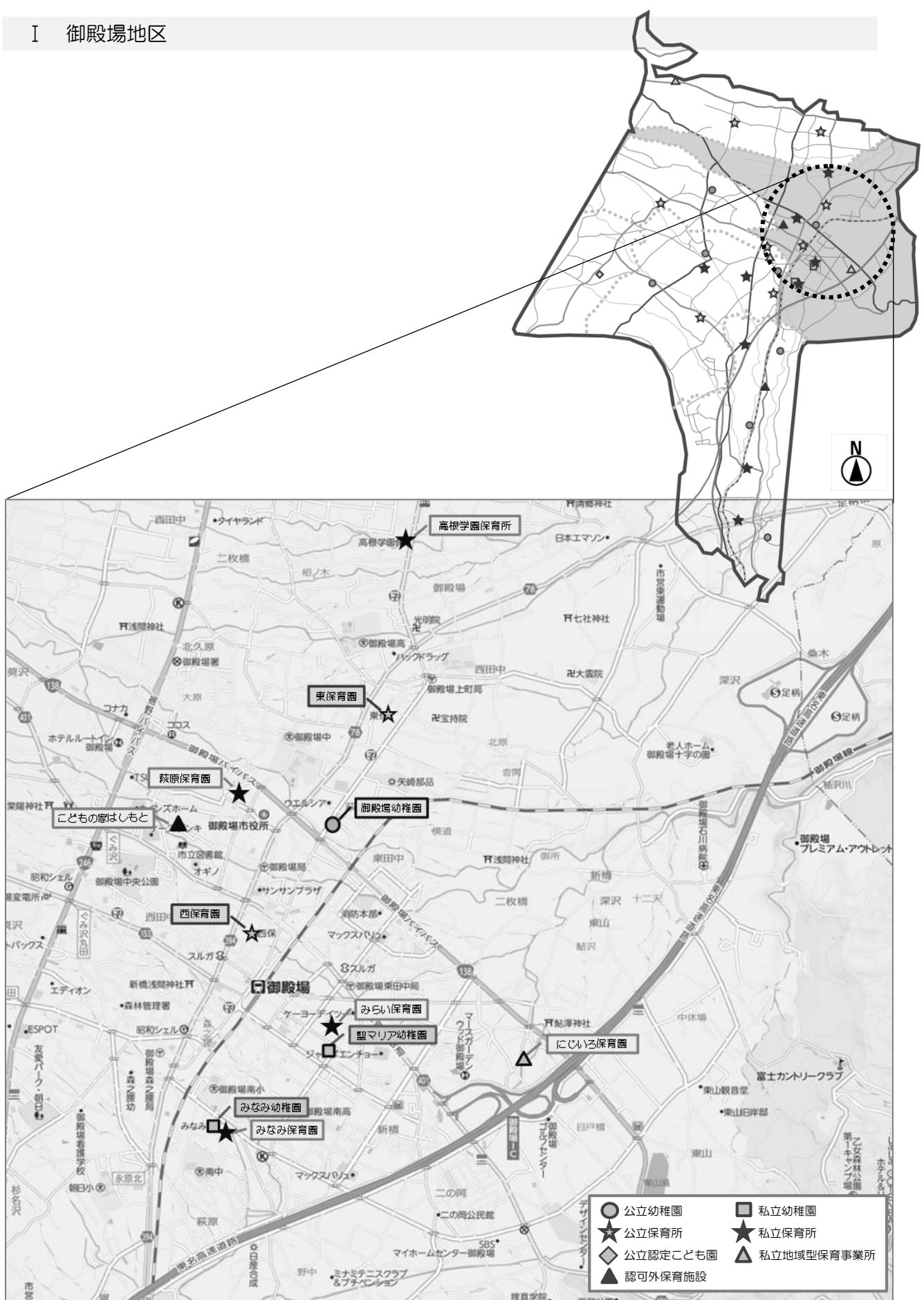
また、上記に記載した耐用年数の関係上、各施設区分における検討時期が異なるため、大きく「5年以内」、「10年以内」、「20年以内」、「21年以上後」の4つの区分に分けて掲載しています。

さらに、施設区分ごとの施設数及び認定区分別の定員数を設定・検討しています。

(3) 需給計画（参考）

適正配置・適正規模方針で新たに設定された認定区分別の定員数を比較するため、各地区における私立施設定員数と合わせ、「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」で算出された平成31年度の見込み量との差を掲載しています。

I 御殿場地区



(1) 現状

公立の幼稚園 1 施設、保育所 2 施設の計 3 施設となっています。また、私立の幼稚園 2 施設、保育所 4 施設があります。さらに、地域型保育事業所（小規模保育事業） 1 施設、認可外保育施設 1 施設があります。

他地区の公立幼稚園の入園児童数は定員を大きく下回る入園率となっているのに対し、御殿場幼稚園では高い入園率を維持しています。

一方で、2～3号認定の保育所入所希望者は多く、市内 6 地区の中でも最も需給差（「量の見込み」と「確保の内容」の差）が大きく、供給不足が生じている地域となっています。

<公立施設配置状況>

		敷地面積	延床面積	建築年度	構造	耐用年数 ^{※1}	
						大規模改修	更新(建替)
教育施設	御殿場幼稚園	5,080 m ²	1,487 m ²	昭和 57 (1982)	RC造 ^{※2} (2階建)	30 年	60 年
保育施設	東保育園	3,612 m ²	1,090 m ²	昭和 53 (1978)	RC造 ^{※2} (2階建)	30 年 ※平成24年度に実施済	60 年
	西保育園	3,257 m ²	843 m ²	昭和 50 (1975)	RC造 ^{※2} (2階建)	30 年 ※平成21年度に実施済	60 年

※1 「耐用年数」は、目安として示したものであり、実際には各施設の状況（小規模修繕の実施状況等）によって前後する

※2 RC造＝鉄筋コンクリート造

<施設入園状況>

		運営主体	定員数	平成 27 年 10 月 1 日現在	
				入所(園)児童数	入所(園)率(%)
教育施設	御殿場幼稚園	公	315	283	89.8
	御殿場聖マリア幼稚園	私	120	102	85.0
	みなみ幼稚園	私	300	270	90.0
保育施設	東保育園	公	150	158	105.3
	西保育園	公	148	130	87.8
	高根学園保育所	私	120	126	105.0
	萩原保育園	私	120	119	99.2
	みなみ保育園	私	41	39	95.1
	みらい保育園	私	90	104	115.6
	にじいろ保育園 (小規模保育事業)	私	19	16	84.2
	こどもの家はしまと (認可外保育施設)	私	23	14	60.9

(2) 適正配置・適正規模方針

<公立施設配置計画>

施設区分	方針 ^{*1}	検討時期 ^{*2}	内容
幼稚園	④	○	保育所入所希望数が高いものの、既存幼稚園は高い入園率を維持していることから、今後も幼稚園として維持・継続していきます。 ただし、今後の就学前児童数の減少等を見据え、入園状況等を注視しながら、定員数の見直しを検討します。
保育所	④	△	現在の規模で維持・継続していきます。
地域型保育事業所	③	◎	3歳未満児の保育対策として、小規模保育事業などの地域型保育事業の実施を検討し、量の確保を目指します。

*1 「方針」については、18~19ページの①~④より記載

①：認定こども園化（幼保一体化） ②：施設の再編（統廃合） ③：地域型保育事業の実施
④：現状維持

*2 「検討時期」については、次のとおり区分

◎：5年以内 ○：10年以内 △：20年以内 ▼：21年以上後

<方針に基づく公立施設数・定員設定>

		現状 (平成27年度)	
		施設数	定員
教育・保育施設	幼稚園	1	315
	保育所	2	298
	認定こども園	-	-
地域型保育事業所	小規模保育事業所	-	-
合 計		3	613

方針						
施設数	定員	定員内訳				
		1号認定	2号認定	3号認定	1-2歳	0歳
1	240	240	-	-	-	-
2	298	-	199	78	21	
-	-	-	-	-	-	-
1	19	-	-	13	6	
4	557	240	199	91	27	

(3) 需給計画（参考）

<地区全体の施設配置状況>

i 私立施設配置状況（平成31年度の利用定員）

		定員	定員内訳（平成31年度）				備 考
			1号認定	2号認定	3号認定	1-2歳	
教育施設	御殿場聖マリア幼稚園	120	120	-	-	-	
	みなみ幼稚園	300	300	-	-	-	
保育施設	萩原保育園	110	-	60	38	12	
	みなみ保育園	41	-	-	31	10	
	みらい保育園	90	-	54	24	12	
	にじいろ保育園 (小規模保育事業)	19	-	-	13	6	
	子どもの家はしもと (認可外保育施設)	23	-	2	12	9	
教育・保育施設	(仮称) 高根学園こども園	120	6	71	34	9	こども園 移行予定
合 計		823	426	187	152	58	

ii 公立施設配置状況（上記<公立施設配置計画>の再掲）

合 計	557	240	199	91	27	
-----	-----	-----	-----	----	----	--

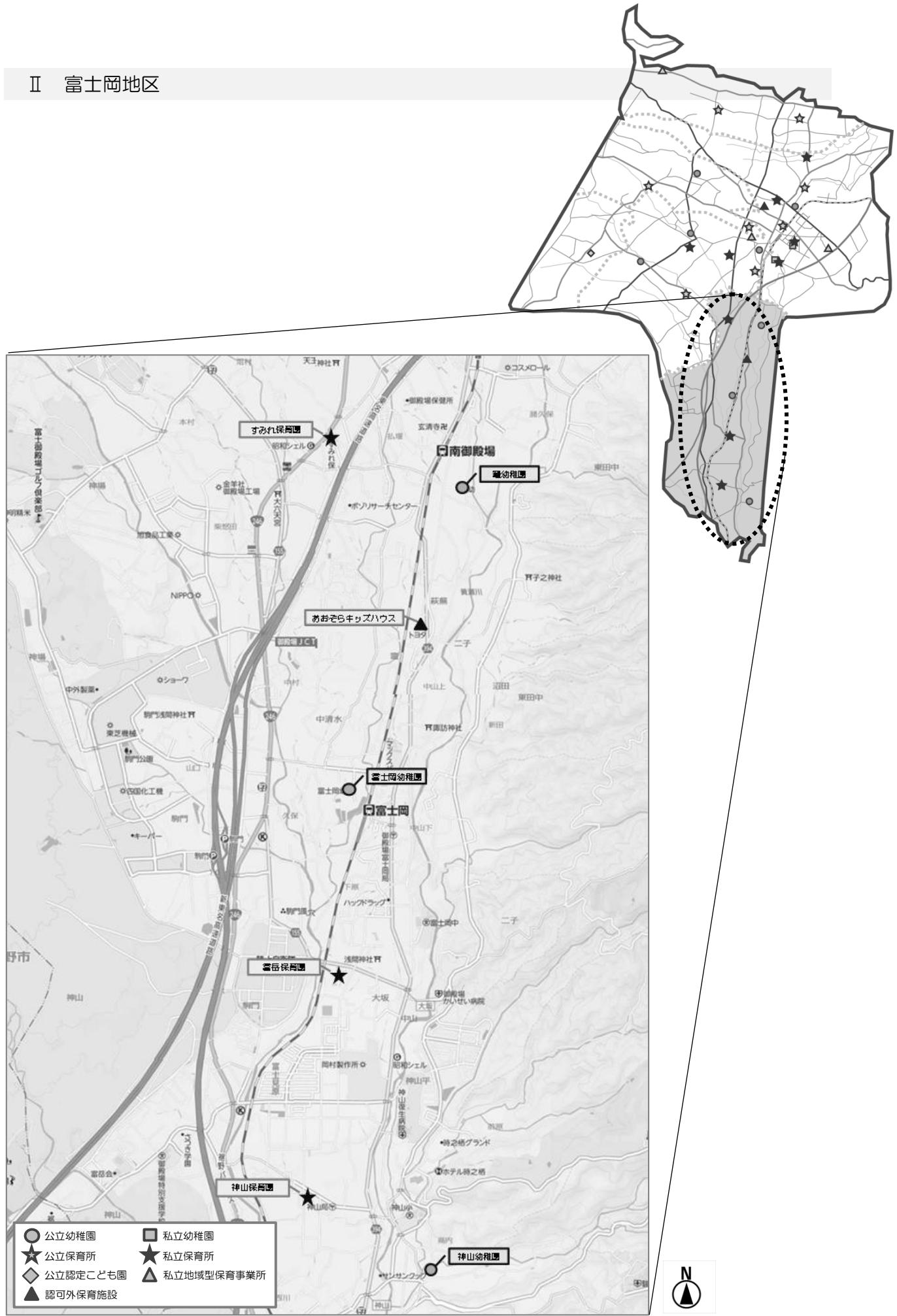
iii 全体（i + ii）

合 計	1,380	666	386	243	85	
-----	-------	-----	-----	-----	----	--

<1～3号認定の量の見込み・確保の内容>

(単位：人)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	(参考) 方針 反映後
1号認定	①量の見込み	557	538	533	532	530	530
	②確保の内容	735	737	739	741	741	666
	差 (②-①)	178	199	206	209	211	136
2号認定	①量の見込み	494	479	474	473	470	470
	②確保の内容	401	397	392	390	386	386
	差 (②-①)	▲ 93	▲ 82	▲ 82	▲ 83	▲ 84	▲ 84
1・2号認定	①量の見込み	298	296	292	289	287	287
	②確保の内容	238	227	227	227	230	243
	差 (②-①)	▲ 60	▲ 69	▲ 65	▲ 62	▲ 57	▲ 44
3号認定	①量の見込み	98	96	95	95	94	94
	②確保の内容	72	75	78	78	79	85
	差 (②-①)	▲ 26	▲ 21	▲ 17	▲ 17	▲ 15	▲ 9

II 富士岡地区



(1) 現状

公立の幼稚園 3 施設となっています。また、私立の保育所 3 施設があります。さらに、認可外保育施設 1 施設があります。

公立幼稚園全体の傾向と同様に、入園児童数は定員を大きく下回る入園率となっています。

一方で、2～3号認定の保育所入所希望者に対する受入体制は十分整っています。

<公立施設配置状況>

		敷地面積	延床面積	建築年度	構造	耐用年数*	
教育施設	富士岡幼稚園					大規模改修	更新(建替)
	竈幼稚園	2,917 m ²	461 m ²	昭和 52 (1977)	鉄骨造 (1階建)	30 年	40 年
	神山幼稚園	3,003 m ²	525 m ²	昭和 53 (1978)	鉄骨造 (1階建)	30 年	40 年

* 「耐用年数」は、目安として示したものであり、実際には各施設の状況（小規模修繕の実施状況等）によって前後する

<施設入園状況>

		運営主体	定員数	平成 27 年 10 月 1 日現在	
				入所(園)児童数	入所(園)児童数
教育施設	富士岡幼稚園	公	190	121	63.7
	竈幼稚園	公	90	50	55.6
	神山幼稚園	公	100	56	56.0
保育施設	すみれ保育園	私	150	158	105.3
	富岳保育園	私	140	152	108.6
	神山保育園	私	240	246	102.5
	あおぞらキッズハウス (認可外保育施設)	私	12	7	58.3

(2) 適正配置・適正規模方針

<公立施設配置計画>

施設区分	方針 ^{*1}	検討時期 ^{*2}	内容
幼稚園	②	◎	神山保育園（私立）の認定こども園化により、教育ニーズの児童の受入数が増加したことや、今後の就学前児童数の減少等を見据え、既存幼稚園の再編（統廃合）を検討します。
保育所	④	—	公立の保育所が無い地域であるものの、保育ニーズに対しては十分な受入体制となっているため、公立保育施設の新設等は実施しないものとします。

*1 「方針」については、18~19 ページの①~④より記載

①：認定こども園化（幼保一体化） ②：施設の再編（統廃合） ③：地域型保育事業の実施

④：現状維持

*2 「検討時期」については、次のとおり区分

◎：5年以内

○：10年以内

△：20年以内

▼：21年以上後

<方針に基づく公立施設数・定員設定>

		現状 (平成 27 年度)	
		施設 数	定員
教育・ 保育施設	幼稚園	3	380
	保育所	-	-
	認定こども園	-	-
合 計		3	380



施設 数	定員	方針			
		定員内訳			
1号 認定	2号 認定	3号認定	0歳		
1~2	180	180	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
1~2	180	180	-	-	-

(3) 需給計画（参考）

<地区全体の施設配置状況>

i 私立施設配置状況（平成31年度の利用定員）

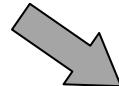
		定員	定員内訳（平成31年度）				備 考
			1号認定	2号認定	3号認定	1-2歳	
保育施設	すみれ保育園	150	-	90	48	12	
	富岳保育園	140	-	74	48	18	
	あおぞらキッズハウス (認可外保育施設)	12	-	-	9	3	
教育・ 保育施設	(仮称) 神山こども園	332	102	126	74	30	平成28年度にこども園移行予定
合 計		634	102	290	179	63	

ii 公立施設配置状況（上記<公立施設配置計画>の再掲）

合 計	180	180	-	-	-	
-----	-----	-----	---	---	---	--

iii 全体（i + ii）

合 計	814	282	290	179	63	
-----	-----	-----	-----	-----	----	--



<1～3号認定の量の見込み・確保の内容>

(単位：人)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	(参考) 方針 反映後
1号認定	①量の見込み	287	278	267	258	252	252
	②確保の内容	380	482	482	482	482	282
	差 (②-①)	93	204	215	224	230	30
2号認定	①量の見込み	255	247	237	229	224	224
	②確保の内容	309	299	299	290	290	290
	差 (②-①)	54	52	62	61	66	66
1・2・3号認定 歳	①量の見込み	154	153	146	139	136	136
	②確保の内容	179	179	179	179	179	179
	差 (②-①)	25	26	33	40	43	43
3号認定 歳	①量の見込み	51	49	48	46	45	45
	②確保の内容	54	54	54	63	63	63
	差 (②-①)	3	5	6	17	18	18

Ⅲ 原里地区



(1) 現状

公立の幼稚園3施設、保育所2施設の計5施設となっています。また、私立の保育所2施設があります。さらに、私立の地域型保育事業所（小規模保育事業）が1施設あります。

3園の公立幼稚園は、公立幼稚園全体の傾向と同様に、入園児童数は定員を大きく下回る入園率となっています。

一方で、2～3号認定の保育所入所希望者は多く、需給差（「量の見込み」と「確保の内容」の差）をみると、供給不足が生じている地域となっています。

<公立施設配置状況>

		敷地面積	延床面積	建築年度	構造	耐用年数※1	
						大規模改修	更新(建替)
教育施設	原里幼稚園	7,332 m ²	843 m ²	昭和 60 (1985)	RC造※2 (1階建)	30年	60年
	原里西幼稚園	4,950 m ²	575 m ²	昭和 63 (1988)	鉄骨造 (1階建)	30年	40年
	森之腰幼稚園	3,891 m ²	815 m ²	平成 2 (1990)	RC造※2 (2階建)	30年	60年
保育施設	原里第1保育園	4,338 m ²	892 m ²	平成 23 (2011)	鉄骨造 (1階建)	30年	40年
	原里第2保育園	5,038 m ²	955 m ²	平成 15 (2003)	鉄骨造 (1階建)	30年	40年

※1 「耐用年数」は、目安として示したものであり、実際には各施設の状況（小規模修繕の実施状況等）によって前後する

※2 RC造＝鉄筋コンクリート造

<施設入園状況>

		運営主体	定員数	平成 27 年 10 月 1 日現在	
				入所(園)児童数	入所(園)児童数
教育施設	原里幼稚園	公	200	122	61.0
	原里西幼稚園	公	90	54	60.0
	森之腰幼稚園	公	165	109	66.1
保育施設	原里第1保育園	公	90	91	101.1
	原里第2保育園	公	120	106	88.3
	双葉保育園	私	100	94	94.0
	とらのこ保育園	私	90	84	93.3
	ちびっこ園 (小規模保育事業)	私	18	18	100.0

(2) 適正配置・適正規模方針

<公立施設配置計画>

施設区分	方針 ^{*1}	検討時期 ^{*2}	内容
幼稚園	②③	○	地区内における教育ニーズの需給状況等を踏まえ、既存幼稚園の再編を検討します。また、再編により空き施設となる幼稚園施設において小規模保育事業等の地域型保育事業の実施を検討します。
保育所	④	△	既存保育所は、建築年度も新しく、保育ニーズも高いことが見込まれるから維持・継続していきます。
地域型保育事業所	③	○	上述のとおり、再編後に空き施設となる幼稚園施設を活用した小規模保育事業等の地域型保育事業の実施を検討します。

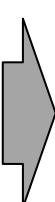
*1 「方針」については、18~19 ページの①~④より記載

①：認定こども園化（幼保一体化） ②：施設の再編（統廃合） ③：地域型保育事業の実施
④：現状維持

*2 「検討時期」については、次のとおり区分

○：5年以内 ○：10年以内 △：20年以内 ▼：21年以上後

<方針に基づく公立施設数・定員設定>



		現状 (平成 27 年度)		方針				
		施設数	定員	施設数	定員	定員内訳		
教育・保育施設	幼稚園	3	455			1号認定	2号認定	3号認定
	保育所	2	210			-	121	65
	認定こども園	-	-			-	-	24
	地域型保育事業所	小規模保育事業所	-			-	-	13
合 計		5	665	5	549	320	121	78
								30

(3) 需給計画（参考）

<地区全体の施設配置状況>

i 私立施設配置状況（平成31年度の利用定員）

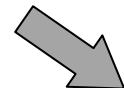
		定員	定員内訳（平成31年度）				備 考
			1号認定	2号認定	3号認定	1-2歳	
保育施設	双葉保育園	100	-	60	32	8	
	とらのこ保育園	90	-	45	33	12	
	ちびっこ園 (小規模保育事業)	18	-	-	12	6	
合 計		208	-	105	77	26	

ii 公立施設配置状況（上記<公立施設配置計画>の再掲）

合 計	549	320	121	78	30	
-----	-----	-----	-----	----	----	--

iii 全体（i + ii）

合 計	757	320	226	155	56	
-----	-----	-----	-----	-----	----	--



<1～3号認定の量の見込み・確保の内容>

(単位：人)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	(参考) 方針 反映後
1号認定	①量の見込み	300	291	281	284	280	280
	②確保の内容	455	480	480	480	480	320
	差（②-①）	155	189	199	196	200	40
2号認定	①量の見込み	267	258	250	252	249	249
	②確保の内容	237	232	229	229	226	226
	差（②-①）	▲30	▲26	▲21	▲23	▲23	▲23
3号認定 (1・2歳)	①量の見込み	161	159	154	154	152	152
	②確保の内容	142	142	142	142	142	155
	差（②-①）	▲19	▲17	▲12	▲12	▲10	3
3号認定 (0歳)	①量の見込み	53	52	50	51	50	50
	②確保の内容	39	44	47	47	50	56
	差（②-①）	▲14	▲8	▲3	▲4	0	6

IV 玉穗地区



(1) 現状

公立の幼稚園 1 施設、保育所 2 施設の計 3 施設となっています。

公立幼稚園全体の傾向と同様に、入園児童数は定員を大きく下回る入園率となっています。

一方で、2～3号認定の保育所入所希望者は多く、需給差（「量の見込み」と「確保の内容」の差）をみると、供給不足が生じている地域となっています。

<公立施設配置状況>

		敷地面積	延床面積	建築年度	構造	耐用年数 ^{※1}	
						大規模改修	更新(建替)
教育施設	玉穂幼稚園	7,084 m ²	850 m ²	昭和 58 (1983)	RC造 ^{※2} (1階建)	30 年	60 年
保育施設	玉穂第1保育園	1,164 m ²	869 m ²	昭和 52 (1977)	RC造 ^{※2} (2階建)	30 年 ※平成21年度に実施済	60 年
	玉穂第2保育園	3,763 m ²	837 m ²	昭和 55 (1980)	RC造 ^{※2} (2階建)	30 年 ※平成22年度に実施済	60 年

※1 「耐用年数」は、目安として示したものであり、実際には各施設の状況（小規模修繕の実施状況等）によって前後する

※2 RC造＝鉄筋コンクリート造

<施設入園状況>

		運営主体	定員数	平成 27 年 10 月 1 日現在	
				入所(園)児童数	入所(園)児童数
教育施設	玉穂幼稚園	公	200	144	72.0
保育施設	玉穂第1保育園	公	100	86	86.0
	玉穂第2保育園	公	90	92	102.2

(2) 適正配置・適正規模方針

<公立施設配置計画>

施設区分	方針 ^{*1}	検討時期 ^{*2}	内容
幼稚園	③④	○	幼稚園施設としては現状維持としますが、今後の就学前児童数の減少等を見据え、定員の見直しを検討します。 また、3号認定の保育ニーズに対応していくため、小規模保育事業所を併設するなど、地域型保育事業の実施を検討します。
保育所	④	△	現在の規模で維持・継続していきます。
地域型保育事業所	③	○	上述のとおり、既存幼稚園に小規模保育事業所を併設するなど、地域型保育事業の実施を検討します。

*1 「方針」については、18~19 ページの①~④より記載

①：認定こども園化（幼保一体化） ②：施設の再編（統廃合） ③：地域型保育事業の実施
④：現状維持

*2 「検討時期」については、次のとおり区分

○：5年以内 ○：10年以内 △：20年以内 ▼：21年以上後

<方針に基づく公立施設数・定員設定>

		現状 (平成 27 年度)	
		施設数	定員
教育・ 保育施設	幼稚園	1	200
	保育所	2	190
	認定こども園	-	-
地域型保育事業所	小規模保育事業所	-	-
合 計		3	390

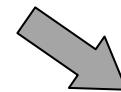
方針						
施設数	定員	定員内訳				
		1号認定	2号認定	3号認定		
1	160	160	-	-	-	-
2	190	-	118	59	13	
-	-	-	-	-	-	-
1	19	-	-	13	6	
4	369	160	118	72	19	

(3) 需給計画（参考）

<地区全体の施設配置状況>

公立施設配置状況（上記<公立施設配置計画>の再掲）

	定員	定員内訳（平成31年度）				備 考
		1号 認定	2号 認定	3号認定	1-2歳	
		認定	認定	0歳		
合 計		369	160	118	72	19



<1～3号認定の量の見込み・確保の内容>

(単位：人)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	(参考) 方針 反映後
1号認定	①量の見込み	148	145	144	142	140	140
	②確保の内容	200	200	200	200	200	160
	差 (②-①)	52	55	56	58	60	20
2号認定	①量の見込み	131	128	127	125	124	124
	②確保の内容	119	119	119	119	118	118
	差 (②-①)	▲ 12	▲ 9	▲ 8	▲ 6	▲ 6	▲ 6
3号認定 （1歳）	①量の見込み	79	79	78	77	76	76
	②確保の内容	59	59	59	59	59	72
	差 (②-①)	▲ 20	▲ 20	▲ 19	▲ 18	▲ 17	▲ 4
3号認定 （0歳）	①量の見込み	26	26	26	25	24	24
	②確保の内容	12	12	12	12	13	19
	差 (②-①)	▲ 14	▲ 14	▲ 14	▲ 13	▲ 11	▲ 5

V 印野地区



(1) 現状

公立の認定こども園 1 施設となっています。

単独の幼稚園施設・保育所施設は無いものの、認定こども園により、教育・保育ニーズに対する受入体制は十分整っています。

<公立施設配置状況>

		敷地面積	延床面積	建築年度	構造	耐用年数*	
大規模改修	更新(建替)						
教育・保育施設	印野こども園	5,188 m ²	1,180 m ²	平成 25 (2013)	鉄骨造 (1階建)	30 年	40 年

* 「耐用年数」は、目安として示したものであり、実際には各施設の状況（小規模修繕の実施状況等）によって前後する

<施設入園状況>

			運営主体	定員数	平成 27 年 10 月 1 日現在	
入所(園)児童数	入所(園)児童数	入所(園)児童数			入所(園)児童数	
教育・保育施設	印野こども園	短時間	公	40	18	45.0
		長時間		70	71	101.4

(2) 適正配置・適正規模方針

<公立施設配置計画>

施設区分	方針 ^{*1}	検討時期 ^{*2}	内容
認定こども園	④	▼	現状においても教育・保育ニーズに対する受入体制は十分整っていることから、施設配置は現状維持とします。

*1 「方針」については、18~19 ページの①~④より記載

①：認定こども園化（幼保一体化） ②：施設の再編（統廃合） ③：地域型保育事業の実施

④：現状維持

*2 「検討時期」については、次のとおり区分

◎：5年以内 ○：10年以内 △：20年以内 ▼：21年以上後

<方針に基づく公立施設数・定員設定>

		現状 (平成 27 年度)	
		施設 数	定員
教育・ 保育施設	幼稚園	-	-
	保育所	-	-
	認定こども園	1	110
	合 計	1	110



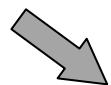
施設 数	定員	方針			
		定員内訳			
1号 認定	2号 認定	3号認定	1-2歳	0歳	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
1	110	40	31	30	9
1	110	40	31	30	9

(3) 需給計画（参考）

<地区全体の施設配置状況>

公立施設配置状況（上記<公立施設配置計画>の再掲）

	定員	定員内訳（平成31年度）				備 考
		1号 認定	2号 認定	3号認定	1-2歳	
		認定	認定	0歳		
合 計		110	40	31	30	9



<1～3号認定の量の見込み・確保の内容>

(単位：人)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	(参考) 方針 反映後
1号 認定	①量の見込み	31	30	30	30	30	30
	②確保の内容	40	40	40	40	40	40
	差 (②-①)	9	10	10	10	10	10
2号 認定	①量の見込み	27	27	27	27	27	27
	②確保の内容	31	31	31	31	31	31
	差 (②-①)	4	4	4	4	4	4
1・2号 認定 歳	①量の見込み	17	17	17	16	16	16
	②確保の内容	30	30	30	30	30	30
	差 (②-①)	13	13	13	14	14	14
3号 認定 歳	①量の見込み	5	5	5	5	5	5
	②確保の内容	9	9	9	9	9	9
	差 (②-①)	4	4	4	4	4	4

VI 高根地区



(1) 現状

公立の保育所 2 施設となっており、幼稚園はありません。また、私立の地域型保育事業所（事業所内保育事業）が 1 施設あります。

2 ~ 3 号認定の保育所入所希望者に対する受入体制は十分整っているものの、幼稚園への入園希望者のニーズに対応できていない状況です。

<公立施設配置状況>

		敷地面積	延床面積	建築年度	構造	耐用年数 ^{※1}	
保育施設	高根第1保育園					大規模改修	更新(建替)
	高根第2保育園	4,043 m ²	926 m ²	昭和 50 (1975)	RC造 ^{※2} (1階建)	30 年	60 年
		2,766 m ²	638 m ²	昭和 51 (1976)	鉄骨造 (1階建)	30 年	40 年

※1 「耐用年数」は、目安として示したものであり、実際には各施設の状況（小規模修繕の実施状況等）によって前後する

※2 RC造=鉄筋コンクリート造

<施設入園状況>

		運営主体	定員数	平成 27 年 10 月 1 日現在	
保育施設	高根第1保育園			入所(園)児童数	入所(園)児童数
	高根第2保育園	公	90	94	104.4
	すずらん託児所 (事業所内保育)	公	80	77	96.3
		私	12	(地域枠) 4 (従業員枠) 8	1 2 25.0

(2) 適正配置・適正規模方針

<公立施設配置計画>

施設区分	方針 ^{*1}	検討時期 ^{*2}	内容
保育所	①	◎	多様な保育・教育ニーズに対応していくため、地区内に幼稚園がない等、地区の状況が類似する印野地区の状況も踏まえて、既存保育所の認定こども園化を検討します。

*1 「方針」については、18~19 ページの①~④より記載

- ①：認定こども園化（幼保一体化） ②：施設の再編（統廃合） ③：地域型保育事業の実施
④：現状維持

*2 「検討時期」については、次のとおり区分

- ◎：5 年以内 ○：10 年以内 △：20 年以内 ▼：21 年以上後

<方針に基づく公立施設数・定員設定>

		現状 (平成 27 年度)	
		施設 数	定員
教育・ 保育施設	幼稚園	-	-
	保育所	2	170
	認定こども園	-	-
地域型保 育事業所	小規模保育事業所	-	-
合 計		2	170

施設 数	定員	方針			
		定員内訳			3 号認定
1 号 認定	2 号 認定	1-2 歳	0 歳		
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
2	230	60	101	54	15
-	-	-	-	-	-
2	230	60	101	54	15

(3) 需給計画（参考）

<地区全体の施設配置状況>

i 私立施設配置状況（平成31年度の利用定員）

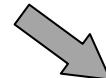
		定員	定員内訳（平成31年度）				備 考		
保育施設	すずらん託児所 (事業所内保育)		1号 認定	2号 認定	3号認定				
			1-2歳	0歳					
保育施設	すずらん託児所 (事業所内保育)	12	-	-	9	3			
	合 計	12	-	-	9	3			

ii 公立施設配置状況（上記<公立施設配置計画>の再掲）

合 計	230	60	101	54	15	
-----	-----	----	-----	----	----	--

iii 全体（i + ii）

合 計	242	60	101	63	18	
-----	-----	----	-----	----	----	--



<1～3号認定の量の見込み・確保の内容>

(単位：人)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	(参考) 方針 反映後
1号認定	①量の見込み	64	63	62	61	60	60
	②確保の内容	0	0	0	0	0	60
	差（②－①）	▲ 64	▲ 63	▲ 62	▲ 61	▲ 60	0
2号認定	①量の見込み	58	56	55	54	53	53
	②確保の内容	111	111	111	108	108	101
	差（②－①）	53	55	56	54	55	48
1・2・3号認定 （3歳未満）	①量の見込み	35	35	34	33	32	32
	②確保の内容	59	59	59	59	59	63
	差（②－①）	24	24	25	26	27	31
3号認定 （0歳未満）	①量の見込み	11	11	11	11	11	11
	②確保の内容	12	12	12	15	15	18
	差（②－①）	1	1	1	4	4	7

3 市全体の適正配置・適正規模方針

(1) 適正配置・適正規模方針

地区別の適正配置・適正規模方針による施設配置状況を市全体でみると、幼稚園が5～6施設、保育所が6施設、認定こども園が3施設、地域型保育事業所（小規模保育事業所）が3施設の合計17～18施設となっており、施設数としては、現状の17施設と変わらないものの、施設の内容については、保護者の教育・保育ニーズに合わせたものとなっています。

また、定員設定についても、適正規模を意識した既存施設の見直しや、認定こども園・小規模保育事業所の増加により、御殿場市子ども・子育て支援事業計画の需給状況に合わせたものとすることで、多様化する保護者の教育・保育へのニーズに対応していきます。

<方針に基づく公立施設数・定員設定>

		現状 (平成27年度)		方針						
		施設数	定員	施設数	定員	定員内訳			1-2歳	0歳
教育・ 保育施設	幼稚園	8	1,350			1号認定	2号認定	3号認定		
	保育所	8	868	5～6	900	900	-	-	-	-
	認定こども園	1	110	6	698	-	438	202	58	
地域型保 育事業所	小規模保育事業所	-	-	3	340	100	132	84	24	
合 計		17	2,328	3	57	-	-	39	18	
				17～18	1,995	1,000	570	325	100	

<全体の施設配置状況>

i 私立施設配置状況（平成31年度の利用定員）

定員	定員内訳（平成31年度）					備 考	
	1号認定	2号認定	3号認定				
			1-2歳	0歳			
合 計	1,677	528	582	417	150		

ii 公立施設配置状況（上記<公立施設配置計画>の再掲）

合 計	1,995	1,000	570	325	100	
-----	-------	-------	-----	-----	-----	--

iii 全体（i + ii）

合 計	3,672	1,528	1,152	742	250	
-----	-------	-------	-------	-----	-----	--

(2) 需給計画（参考）

<1～3号認定の量の見込み・確保の内容>

(単位：人)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	(参考) 方針 反映後
1号認定	①量の見込み	1,387	1,345	1,317	1,307	1,292	1,292
	②確保の内容	1,810	1,939	1,941	1,943	1,943	1,528
	差 (②-①)	423	594	624	636	651	236
2号認定	①量の見込み	1,232	1,195	1,170	1,160	1,147	1,147
	②確保の内容	1,208	1,189	1,181	1,167	1,159	1,152
	差 (②-①)	▲ 24	▲ 6	11	7	12	5
1・2・3号認定 歳	①量の見込み	744	739	721	708	699	699
	②確保の内容	707	696	696	696	699	742
	差 (②-①)	▲ 37	▲ 43	▲ 25	▲ 12	0	43
3号認定 歳	①量の見込み	244	239	235	233	229	229
	②確保の内容	198	206	212	224	229	250
	差 (②-①)	▲ 46	▲ 33	▲ 23	▲ 9	0	21

参考に、各地区別の適正配置・適正規模方針により新たに設定された公立教育・保育施設の定員数に私立施設の平成31年度の想定定員数を合わせた市全体の定員数を、御殿場市子ども・子育て支援事業計画における平成31年度の1～3号認定の量の見込み（ニーズ）と比較しました。

各認定区分において、量の見込みを上回る確保の内容（教育・保育の提供可能量）が確保されており、今後のニーズの変動にも柔軟に対応できる体制となっています。

第5章 今後の展望

公立教育・保育施設の配置及び規模の適正化に向けた整備は、子どもにとって望ましい教育・保育環境の保障の面からも早急に取り組まなければならない課題ではありますが、各施設の状況や地域の実情に応じて、計画的に実施していくことが望ましいと考えられます。

このことから、本基本構想を市の施設整備計画の指針として位置付けた上で、適正な施設整備を実施していきますが、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されていることから、乳幼児期の教育・保育をめぐる状況の変化等を十分に見極めながら、適宜、方針を見直すなど、社会情勢の変化に応じた対応に努めます。

また、今後の人ロ減少を踏まえると、限られた財源で今後も継続して安定的に乳幼児期の教育・保育の質を維持・向上していくためには、民営化や民間委託を含め、運営の効率化を検討していく必要があります。一方で、市の活力向上を図るためにには、若年層の流出抑制策や移住促進策、出生率の上昇策の一つとして、ライフスタイルに応じて保護者が選択できる多様な子育て支援策を展開し、子育て世代から住みたいまちとして選ばれる環境づくりを推進していくことが必要です。

そのためにも、本市における乳幼児期の教育・保育については、公立教育・保育施設が公立としての役割を果たすための体制を整備していく一方で、民間活力を活用することにより、多様化する市民ニーズにきめ細やかに対応し、子育て支援の充実を図ります。

資料

■ 御殿場市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育施設に対する今後の見込み量

「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」において、国の基本指針等を踏まえ、現在の教育・保育施設等の利用状況及びニーズ調査の結果をもとに、国が示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』の手順に沿って、市全域及び教育・保育提供区域ごとに、計画期間における認定区分※ごとの「教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めています。

※ 認定区分とは・・・

認定区分	対象者	保育の必要性	対象となる施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、教育を希望するもの	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、「保育の必要な事由」に該当するもの	あり	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、「保育の必要な事由」に該当するもの	あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業

《用語解説》

教育・保育提供区域・・・教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の需給計画（「量の見込み」と「確保方策」）を設定する単位。地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定する（具体例：行政区や小学校区等）。御殿場市では、6行政区（御殿場、富士岡、原里、玉穂、印野、高根）で設定した。

教育・保育施設・・・児童福祉法や学校教育法等を根拠とする「認可」を受けた施設。「保育所」「幼稚園」「認定こども園」が該当する。

特定教育・保育施設・・・子ども・子育て支援法に基づく「確認」を受けた教育・保育施設。「確認」は市町村が行う。この「確認」を受けることにより、子ども・子育て支援新制度の「施設型給付」の対象となる。私学助成制度を継続する私立幼稚園は「確認」が不要のため、特定教育・保育施設には含まれない。

地域型保育事業・・・原則として、利用定員が19人以下の小規模な保育事業。待機児童の多い0～2歳児のみを対象とし、事業の実施にあたっては、市町村による「認可」を受けることが必要となる。地域に根ざしたきめ細やかな保育の提供が可能。「家庭的保育事業（5人以下）」「小規模保育事業（6～19人）」「居宅訪問型保育事業（1人）」「事業所内保育事業」の4類型がある。

特定地域型保育事業・・・子ども・子育て支援法に基づく「確認」を受けた地域型保育事業。「確認」は市町村が行う。この「確認」を受けることにより、子ども・子育て支援新制度の「地域型保育給付」の対象となる。認可外保育施設から当該事業に移行するケースが多い。

(1) 1号認定(及び、2号認定の子どものうち教育を希望する子ども)

- ・特定教育・保育施設(幼稚園、認定こども園(幼稚園部分))
- ・確認を受けない幼稚園(従来の私立幼稚園)

【量の見込みと確保の内容(市全域)】

(単位:人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,387	1,345	1,317	1,307	1,292
②確保の内容 (提供可能量)	1,810	1,939	1,941	1,943	1,943
差(②-①)	423	594	624	636	651

【確保方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である平成27年度の1,387人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設の利用定員と確認を受けない幼稚園の受入定員の合計は1,810人であり、「需要<供給」となっています。

教育・保育提供区域別にみると、高根地区において量の見込みが確保の内容を上回っています。これは、同地区に幼稚園及び認定こども園が所在しないことによるものですが、近隣区域の施設利用により、同地区的量の見込みに対しては市全域で対応できるものと考えます。

【量の見込みと確保の内容(教育・保育提供区域別)】

(単位:人)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
I 御殿場	①量の見込み	557	538	533	532	530
	②確保の内容	735	737	739	741	741
	差(②-①)	178	199	206	209	211
II 富士岡	①量の見込み	287	278	267	258	252
	②確保の内容	380	482	482	482	482
	差(②-①)	93	204	215	224	230
III 日原里	①量の見込み	300	291	281	284	280
	②確保の内容	455	480	480	480	480
	差(②-①)	155	189	199	196	200
IV 玉穂	①量の見込み	148	145	144	142	140
	②確保の内容	200	200	200	200	200
	差(②-①)	52	55	56	58	60
V 印野	①量の見込み	31	30	30	30	30
	②確保の内容	40	40	40	40	40
	差(②-①)	9	10	10	10	10
VI 高根	①量の見込み	64	63	62	61	60
	②確保の内容	0	0	0	0	0
	差(②-①)	▲ 64	▲ 63	▲ 62	▲ 61	▲ 60

(2) 2号認定

- ・特定教育・保育施設（保育所、認定こども園（保育所部分））
- ・認可外保育施設

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,232	1,195	1,170	1,160	1,147
②確保の内容 (提供可能量)	1,208	1,189	1,181	1,167	1,159
差 (②-①)	▲ 24	▲ 6	11	7	12

【確保方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である平成27年度の1,232人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設の利用定員及び認可外保育施設の受入定員の合計は1,208人であり、「需要>供給」となっていますが、平成29年度以降は「需要<供給」となります。

教育・保育提供区域別にみると、御殿場地区、原里地区及び玉穂地区で量の見込みが確保の内容を上回っていますが、保護者の就労場所の状況や近隣区域での利用により、これらの地区的量の見込みに対しては市全域で対応できるものと考えます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

（単位：人）		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
I 御殿場	①量の見込み	494	479	474	473	470
	②確保の内容	401	397	392	390	386
	差 (②-①)	▲ 93	▲ 82	▲ 82	▲ 83	▲ 84
II 富士岡	①量の見込み	255	247	237	229	224
	②確保の内容	309	299	299	290	290
	差 (②-①)	54	52	62	61	66
III 原里	①量の見込み	267	258	250	252	249
	②確保の内容	237	232	229	229	226
	差 (②-①)	▲ 30	▲ 26	▲ 21	▲ 23	▲ 23
IV 玉穂	①量の見込み	131	128	127	125	124
	②確保の内容	119	119	119	119	118
	差 (②-①)	▲ 12	▲ 9	▲ 8	▲ 6	▲ 6
V 印野	①量の見込み	27	27	27	27	27
	②確保の内容	31	31	31	31	31
	差 (②-①)	4	4	4	4	4
VI 高根	①量の見込み	58	56	55	54	53
	②確保の内容	111	111	111	108	108
	差 (②-①)	53	55	56	54	55

(3) 3号認定

- ・特定教育・保育施設（保育所、認定こども園（保育所部分））
- ・特定地域型保育事業
- ・認可外保育施設

① 0歳児

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	244	239	235	233	229
②確保の内容 (提供可能量)	198	206	212	224	229
差 (②-①)	▲ 46	▲ 33	▲ 23	▲ 9	0

【確保方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である平成27年度の244人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員と認可外保育施設の受入定員の合計は198人であり、「需要>供給」となっています。

0歳児の保育に対するニーズは今後も高いことが考えられるため、保育士の確保等に努め、平成31年度を目標に量の見込みに応じた教育・保育の提供体制の整備を進めます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

（単位：人）		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
I 御殿場	①量の見込み	98	96	95	95	94
	②確保の内容	72	75	78	78	79
	差 (②-①)	▲ 26	▲ 21	▲ 17	▲ 17	▲ 15
II 富士岡	①量の見込み	51	49	48	46	45
	②確保の内容	54	54	54	63	63
	差 (②-①)	3	5	6	17	18
III 日原里	①量の見込み	53	52	50	51	50
	②確保の内容	39	44	47	47	50
	差 (②-①)	▲ 14	▲ 8	▲ 3	▲ 4	0
IV 玉穂	①量の見込み	26	26	26	25	24
	②確保の内容	12	12	12	12	13
	差 (②-①)	▲ 14	▲ 14	▲ 14	▲ 13	▲ 11
V 印野	①量の見込み	5	5	5	5	5
	②確保の内容	9	9	9	9	9
	差 (②-①)	4	4	4	4	4
VI 高根	①量の見込み	11	11	11	11	11
	②確保の内容	12	12	12	15	15
	差 (②-①)	1	1	1	4	4

②1・2歳児

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	744	739	721	708	699
②確保の内容 (提供可能量)	707	696	696	696	699
差 (②-①)	▲ 37	▲ 43	▲ 25	▲ 12	0

【確保方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である平成27年度の744人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員と認可外保育施設の受入定員の合計は707人であり、「需要>供給」となっています。

3号認定（0歳）と同様に、1・2歳児の保育に対するニーズは今後も高いことが考えられるため、保育士の確保等に努め、平成31年度を目標に量の見込みに応じた教育・保育の提供体制の整備を進めます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

(単位：人)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
I 御殿場	①量の見込み	298	296	292	289	287
	②確保の内容	238	227	227	227	230
	差 (②-①)	▲ 60	▲ 69	▲ 65	▲ 62	▲ 57
II 富士岡	①量の見込み	154	153	146	139	136
	②確保の内容	179	179	179	179	179
	差 (②-①)	25	26	33	40	43
III 原里	①量の見込み	161	159	154	154	152
	②確保の内容	142	142	142	142	142
	差 (②-①)	▲ 19	▲ 17	▲ 12	▲ 12	▲ 10
IV 玉穂	①量の見込み	79	79	78	77	76
	②確保の内容	59	59	59	59	59
	差 (②-①)	▲ 20	▲ 20	▲ 19	▲ 18	▲ 17
V 印野	①量の見込み	17	17	17	16	16
	②確保の内容	30	30	30	30	30
	差 (②-①)	13	13	13	14	14
VI 高根	①量の見込み	35	35	34	33	32
	②確保の内容	59	59	59	59	59
	差 (②-①)	24	24	25	26	27

③3号認定保育利用率

子ども・子育て支援事業計画では、満3歳未満の子どもが待機児童の中心であることを踏まえ、満3歳未満の子どもの総数に占める3号認定の保育の利用定員数の割合である「保育利用率」について、各年度の目標値を定めることとされていました。

「保育利用率」は、計画期間内の各年度における3号認定の「確保の内容」を満3歳未満の子どもの推計児童数で割ることにより算出します。

本市の保育利用率は、0～2歳児の保育提供可能量の拡充等により、平成27年度の35.8%から、平成31年度には39.1%と3.3ポイント上昇する見込みです。

近年の共働き家庭やひとり親家庭の増加傾向より、保護者の就労形態の多様化、保育ニーズの拡大が見込まれることから、今後も保育利用率は上昇していくことが予測されます。

(単位：人、%)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計児童数(0～2歳)【A】		2,529	2,500	2,446	2,408	2,374
3号認定の確保の内容 (保育提供可能量)【B】		905	902	908	920	928
	0歳	198	206	212	224	229
	1・2歳	707	696	696	696	699
保育利用率(%)【B/A】		35.8	36.1	37.1	38.2	39.1

■ 御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想策定委員会設置条例

(設置)

第1条 本市の幼児の教育・保育施設における効率的な運営、定員の設定等に関する基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、基本構想に関することを調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 子どもの保護者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 知識と経験を有する者
 - (4) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例の一部改正）

- 3 御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例（昭和31年御殿場市条例第29号）の一部を次のように改正する。

(別表：略)

■ 御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想策定委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

策定委員会設置条例 第3条第2項の区分	氏名	所属等	会役職
(1) 子どもの保護者	島田 恭兵	御殿場市保育園保護者会連合会会长	
(1) 子どもの保護者	若林 智美	御殿場市立幼稚園P T A連絡協議会	
(2) 子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	本崎 肇	御殿場市民間保育園連盟代表	
(2) 子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	山崎 元則	御殿場市内私立幼稚園代表	
(2) 子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	菅沼 美紀	御殿場市内地域型保育事業者代表	
(3) 知識と経験を有する者	野津 直樹	小田原短期大学保育学科講師	
(3) 知識と経験を有する者	菊間 範明	一般社団法人 静岡県中小企業診断士協会	会長
(3) 知識と経験を有する者	岩田 いつ子	御殿場市民生委員児童委員協議会 (主任児童委員)	副会長
(4) 公募による者	栗原 真貴子		

■ 審議経過

	会議等	協議事項等
平成 27 年 7 月 24 日	第 1 回 策定委員会	○御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想の諮問 ○御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想の概要について
9 月 16 日	第 2 回 策定委員会	○御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想の方針案及びシミュレーション案について
11 月 9 日	第 3 回 策定委員会	○御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想原案について